

# お知らせ

記者発表資料 | 平成29年 5月26日

- 同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ  
 広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ  
 中国地方建設記者クラブ

## 指名停止措置について

中国地方整備局は、工事関係者事故を発生させた下記業者について指名停止の措置を行いました。

- 指名停止措置業者名及び住所  
錦建設株式会社 広島県広島市中区国泰寺町2-5-4
- 指名停止措置期間  
平成29年5月26日 ～ 平成29年6月8日 (2週間)
- 指名停止措置の範囲  
中国地方整備局管内
- 事実の概要  
当該業者は、施工中のマンション新築工事現場で生じた工事関係者事故に関し、現場責任者が労働安全衛生法違反と業務上過失致死の罪で略式起訴され、平成29年4月14日に広島簡易裁判所から罰金刑の略式命令を言い渡された。
- 指名停止措置理由  
上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）」に該当するため指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1第8号>

| 措 置 要 件  | 期 間                             |
|--|---------------------------------|
| (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)<br>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、 <u>工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合</u> において、当該事故が重大であると認められるとき。 | 当該認定をした日から<br><u>2週間以上2ヵ月以内</u> |

### <問い合わせ先>

**中国地方整備局** 082-221-9231 (代表番号 [9:15~18:00])  
 082-511-6064 (夜間直通 [18:00~19:00])  
 総務部 契約課長 室田 浩 司 (内線2511)  
 ◎総務部 契約課長補佐 佐藤 博 和 (内線2514)

**港湾空港部** 082-511-3900 (代表番号 [9:15~18:00])  
 082-511-3903 (夜間直通 [18:00~19:00])  
 契約管理官 佐野 友 紀 (内線130)  
 ◎総務部 経理調達課長補佐 池 尻 泰 人 (内線132)

### 【広報担当窓口】

広報広聴対策官 坂屋 政 之 (内線2117)  
 企画部 環境調整官 足立 司 (内線3114)